

「わかやま紀州館における和歌山県産品展示運営業務」に関する仕様書
業務の遂行に際しては、下記項目を遵守すること。

- 1 受託者は、わかやま紀州館が和歌山県のアンテナショップであることを理解したうえで、充分な注意と責任をもって業務の遂行に当たらなければならない。
- 2 業務内容には、最低限次の各事項を含むものとする。
 - (1) わかやま紀州館における和歌山県産品（以下「県産品」という。）の展示、紹介及び販売活動
 - ア 受託者は、和歌山県のアンテナショップわかやま紀州館物産コーナーにおいて、年末年始のわかやま紀州館休館日及びわかやま紀州館館長（以下「館長」という。）が指定する臨時休業日を除き、わかやま紀州館の開館時間中、和歌山県産品の展示、紹介及び販売を行うものとする。
 - イ 受託者は、わかやま紀州館の開館時刻の午前 10 時までに開店準備をし、閉館時刻の午後 7 時以降速やかに、運営状況を記した日報を館長に報告するものとする。ただし、日曜日及び国民の祝日にに関する法律に定める祝日においては、午後 6 時を閉館時刻とする。
また、館長が別途開館時刻の繰り下げ又は閉館時刻の繰り上げを指示した場合は、それに従うこと。
 - ウ 受託者は、次に掲げる者その他委託業務等を円滑・適正に遂行するのに必要な人員を配置し、労働関係法令に従って業務に従事させること。
 - (ア) 責任者（委託業務等の統括管理及び和歌山県との調整を行う常勤の者とする）とそれを補佐する副責任者。
※営業時間中は両責任者または一方が施設内に勤務していること。
 - (イ) 県産品に関し十分な知識を有し、来店者への効果的な説明など、適切な接客が行える者。
※営業時間中は、受託者の責任者又は副責任者 1 名を含め 3 名以上を常時従事させること
 - エ 新たに展示、紹介及び販売する県産品の準備等（必要な追加設備を含む。）については、和歌山県及び館長と充分協議のうえ承認を得た上で、受託者が行うこと。また、展示及び紹介の終了に関しても同様とする。ただし、設備工事を伴うような変更については原則県で実施するものとする。
 - オ 各県産品における展示及び紹介の期間は、原則 3 ヶ月とし、1 出展者 5 アイテムまでとする。ただし、わかやま紀州館店舗のスペース及びお客様のニーズ等に応じて和歌山県及び館長と協議のうえ、変更することができる。また、地域の歴史・文化、観光等の情報発信を目的とし、期間を定めて関連する県産品を展示及び紹介する場合は、和歌山県及び館長と協議のうえ、原則の期間、商品点数を超えて県産品を展示及

び紹介することができる。

カ 受託者は、県産品の販売を自主事業により実施しなければならない。その際必要となる食料品等販売業許可、乳類販売業許可、酒類販売業免許及び輸出物品販売場（免税店）許可等必要な許認可については自ら取得し早期に販売体制を整えなければならない。また、販売代金の授受、商品売上計算、代金の精算等は受託者の責任で行うこととし、事業者への代金支払い状況について毎月末までに館長あて報告すること。

キ 受託者は、販売する県産品を原則買取により仕入するものとし、出展者から徴する手数料は、原則として売上げの30%とする。ただし、生鮮品や非食品等については、出展者との協議の後、和歌山県の承認をうけて別の定めをすることができる。

また、和歌山社会就労センター（授産施設）の产品については手数料原則15%とする。

ク 受託者は、販売状況を、POS又はそれと同等以上の能力を有するシステムにより管理し、レジ通過者数、商品別の売上高その他県が指定する事項を毎月、翌月10日までに和歌山県、館長あてを行い、別に求めがある場合は随時報告すること。

ケ 受託者は、業務の遂行に際し、わかやま紀州館物産コーナー及び業務に従事する従業員に関して、常に衛生上良好な状態に保つこと。

コ 受託者は、委託業務等に従事する者に、接客技術を向上させるほか、和歌山県の物産、観光等に関する知識を習得させるため、研修・教育を計画的に行い、県全体の魅力発信に協力すること。

サ 受託者は販売促進のためのイベントや販売企画等を毎月実施すること。

シ 受託者は、わかやま紀州館物産コーナーにかかる光熱水費、通信運搬費並びに販売時に必要となる持ち帰り用袋等の消耗品について負担するものとする。

ス 受託者は、委託事業開始前日閉館時点で前年度受託者の管理する在庫商品を、前年度受託者と協議のうえ引き継ぐよう努力するものとする。また、委託事業終了日において管理する在庫商品を次年度受託者に引き継ぐよう努力するものとする。

セ 受託者は、和歌山県及び館長と連携を密に行い、わかやま紀州館物産コーナーの運営について前年度受託者との引継業務に万全を期するものとする。また、わかやま紀州館物産コーナーの運営について次年度受託者との引継業務に出来うる限り協力するものとする。

ソ 受託者は、業務委託期間（平成29年4月1日から平成32年3月31日の3年間）の各年毎に販売計画、売上目標等を設定し、業務報告書を和歌山県に対し提出するものとする。

(2) 大都市圏百貨店等における物産展出展参加

和歌山県が別途指定する大都市圏における百貨店、量販店等における物産展等に6催事以上を目標に出展し、県産品の展示、紹介及び販売活動を自主事業として行うこと。

(3) その他上記各号に付隨する業務

- 3 受託者は、前項に掲げるほか、和歌山県が行う各種観光物産 PR 活動に積極的に協力すること。
- 4 受託者は、業務委託遂行中に知り得た県及び出展者並びに顧客に関する情報について適切に管理するとともに、この業務遂行のため以外に利用し、第3者に漏らしてはならない。業務委託終了後も同様とする。また、受託者は、従業員にもその旨周知徹底するものとする。

なお、受託業務終了後、出展者並びに顧客に関する情報については和歌山県の承認を受けた上で次年度受託者に引き継ぐものとする。
- 5 契約期間中に業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。
 - (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、または物販の売上など事業効果が著しく低いと認められる場合には、和歌山県は契約の解除をすることができるものとする。この場合、和歌山県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。
 - (2) 災害その他不可抗力等、和歌山県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議することができるものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に通知することにより、契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の解除などにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。
- 6 店舗移転等で業務の継続が不可となる場合には、委託期間中に契約を解除することがある。解除に際して必要な事項は和歌山県及び受託者双方協議の上決定する。
- 7 この仕様書に定めがない事項については、隨時、和歌山県と受託者が協議の上、定める。